

令和4年4月15日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、りんかい日産建設株式会社（所在地 東京都港区）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

総務部契約課長

カハラ トシキ
河原 利幸 （内線2511）

総務部契約課長補佐

コバヤシ カズオ
小林 和生 （内線2517）

企画部技術調査課長

アライ ユキ
荒井 幸雄 （内線3251）

企画部技術調査課建設専門官

コトウキ タケイロ
近藤 拓一郎 （内線3252）

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151（代）

○総務部契約管理官

タケチ ユミコ
田口 由美子 （内線5880）

○港湾整備・補償課長

サトウ シンイチ
佐藤 伸一 （内線5730）

横浜市中区北仲通5-57
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
りんかい日産建設株式会社	東京都港区芝2-3-8

2. 指名停止措置期間

令和4年4月15日から令和4年6月23日まで（10週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、鹿島港湾・空港整備事務所発注の「令和2年度 茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区岸壁（-12m）本体他工事」において、ケーソンの据付を行ったが、当該箇所の隣接区域を施工中の受注者からケーソンの法線出入が許容値を超え海側へ出ているとの報告があり、再測量した結果、ケーソン法線出入が許容値を超えていることが判明した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号（過失による粗雑工事）に該当する。

措置要件	期間
(過失による粗雑工事) 2. 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から1ヵ月以上6ヵ月以内